

重要事項説明書

訪問入浴介護

自生園ゆらく

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1770300034号)

当事業所は利用者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生園
(2) 法人所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
(3) 電話番号 (0761) 65-1800
FAX (0761) 65-1837
(4) 代表者氏名 理事長 木崎 馨雄
(5) 設立年月 昭和55年4月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問入浴介護事業所
(2) 事業の目的 指定訪問入浴介護は、介護保険法令に従い、利用者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅において日常生活を営むために適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 自生園ゆらく・平成12年3月15日指定
指定事業所番号1770300034
(4) 事業所の所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
(5) 電話番号 (0761) 65-3363
(6) 事業所長（管理者）氏名 福田 武
(7) 当事業所の運営方針
一 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
二 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
三 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
四 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
(8) 開設年月 昭和63年7月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小松市、加賀市、能美市、川北町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日、8月15日、12月31日～1月3日
営業時間	午前9時30分～午後4時30分

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、以下に定める人員は、指定介護予防訪問入浴介護事業所と兼務となります。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	0名	1名
2. 看護職員	0名	1名	1名
3. 介護職員	2名	1名	2名

当事業所では利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え協力医療機関を定めています。

医療機関の名称	小松ソフィア病院
所在地	小松市沖町4 7 8
診療科	内科

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜居宅における入浴介護＞

- ・ ご家庭に訪問し、専用の浴槽を用いて入浴の介護を行います。
- ・ 入浴が困難な場合は体を拭く（清拭）などします。
- ・ その他、着脱、整容、爪切、褥創等の処置など

＜サービス利用料金＞

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	通常の場合 12,660円	介護職員のみ 12,030円	清拭・部分浴 11,390円
サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	1,266円	1,203円	1,139円
サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	2,532円	2,406円	2,278円
サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	3,798円	3,609円	3,417円

☆ 利用者に対して、入浴により身体の状態に支障がないと認められる場合に、その主治医の意見を確認した上で介護職員3名で指定訪問入浴を行った場合は通常の95%の料金をいただきます。

☆ 訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、ご契約者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合は通常の90%の料金をいただきます。

その他に、介護給付サービス加算として、以下の加算が加わります。

加算	介護 給付額	自己負担額 10%	自己負担額 20%	自己負担額 30%	加算条件
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	440円	44円	88円	132円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。 または、介護職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く。
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	360円	36円	72円	108円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上の場合。 または介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の割合が60%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く。

サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	120 円	12 円	24 円	36 円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が30%以上の場合。 または介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の割合が50%以上の場合。 または、サービスを直接提供する職員のうち、勤続7年以上の占める割合が30%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の何れかを適用する場合を除く。
認知症専門ケア 加算（Ⅰ）	30 円	3 円	6 円	18 円	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の占める割合が50%以上の場合。 認知症介護実践リーダー研修修了者または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合。 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施している場合。 ただし、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を適用する場合を除く。
認知症専門ケア 加算（Ⅱ）	40 円	4 円	8 円	12 円	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置している場合。 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施している場合。 ただし、認知症専門ケア加算（Ⅰ）を適用する場合を除く。
初回加算	2,000 円 (1月あたり)	200 円 (1月あたり)	400 円 (1月あたり)	600 円 (1月あたり)	新規利用者の居宅を訪問し、利用を調整した場合。初回の訪問入浴介護を実施した日に算定。

看取り連携体制 加算	640 円	64 円	128 円	192 円	訪問看護ステーション等との連携により利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、訪問看護ステーション等と訪問入浴サービス日の日時を調整している場合。 看取りに関する指針を定め、利用者又はその家族等に説明し、同意を得ている場合。 看取りに関する職員研修を行っている場合。 ※死亡日以前30日以下に限る。
介護職員 処遇改善加算	上記介護費及び 加算の合計額の 5.8%	上記介護費及び 加算の合計額の 5.8%	上記介護費及び 加算の合計額の 5.8%	上記介護費及び 加算の合計額の 5.8%	基本介護費及び加算の合計額の5.8%の額を加算 <u>※令和6年5月までで算定終了</u>
介護職員等 特定処遇改善 加算（Ⅰ）	上記介護費及び 加算の合計額の 2.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.1%	基本介護費及び加算の合計額の2.1%の額を加算 <u>※令和6年5月までで算定終了</u>
介護職員等 特定処遇改善 加算（Ⅱ）	上記介護費及び 加算の合計額の 1.5%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.5%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.5%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.5%	基本介護費及び加算の合計額の1.5%の額を加算 <u>※令和6年5月までで算定終了</u>
介護職員等ベース アップ等支援加算	上記介護費及び 加算の合計額の 1.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.1%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.1%	基本介護費及び加算の合計額の1.1%の額を加算 <u>※令和6年5月までで算定終了</u>
介護職員等 処遇改善加算	上記介護費及び 加算の合計額の 9.4%	上記介護費及び 加算の合計額の 9.4%	上記介護費及び 加算の合計額の 9.4%	上記介護費及び 加算の合計額の 9.4%	基本介護費及び加算の合計額の9.4%の額を加算 <u>※令和6年6月から算定開始</u>

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をご契約者にいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

＜介護保険給付の支給限度額を超える訪問入浴介護サービス＞

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額をご契約者の負担となります。利用料金の額は介護報酬の告示上の額と同額とします。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、サービス利用料金を変更します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、請求しますので、翌月２７日までに以下の方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、農協、ゆうちょ銀行（旧郵便局）等県内のほとんどの金融機関がご利用になれます。また、引き落としの際、手数料はいっさいかかりません。

※上記の方法によりがたい場合は、個別に応談致します。

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の利用状況等によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）備品等の使用

訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・電気含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます場合があります。

（２）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

（３）事業者の禁止行為

事業者は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為（医師の指示を受けていないもの）
- ②ご契約者もしくは利用者、その家族等からの物品等（御礼、御中元、御歳暮等）の授受
- ③利用者の居宅における飲酒及び喫煙
- ④ご契約者もしくは利用者、その家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくは利用者、その家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

自生園ゆらく（担当者）森本 妙子 [職名] 居宅サービス部主任
（解決責任者）福田 武 [職名] 居宅サービス部長
電話 （０７６１）６５－３３６３

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町９１ 電話番号 （０７６１）２４－８１４９ 受付時間 ８：３０～１７：１５
国民健康保険団体連合会	所在地 石川県金沢市幸町１２－１ 電話番号 （０７６）２３１－１１１０ 受付時間 ９：００～１７：００
石川県社会福祉協議会	所在地 石川県金沢市本多町３－１－１０ 電話番号 （０７６）２３４－２５５６ 受付時間 ９：００～１７：００

8. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施年月日	—
評価機関	—
結果の開示状況	—

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き、必要な措置を講じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）その他、個人情報の保護に関する法律を遵守します。
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑨ご契約者または利用者、その家族等から物品等（御中元、御歳暮、お礼等）は一切いただきません。

2. サービスの利用に関する留意事項

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

3. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、事故の状況や採った処置を記録します。

4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因し

て損害が発生した場合

三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としな
い事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四 契約者または利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反
して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日
までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが
ない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する
ことができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業
所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定され
た場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事
業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不
可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した
場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を
ご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができ
ます。その 場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書
をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサ
ービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者または利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。